

盛岡広域振興局長告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年4月20日

盛岡広域振興局長 高橋達也

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101139	社会福祉法人麗沢会	特別養護老人ホームたきざわの家	滝沢市鶴飼細谷地22番地1	令和3年3月31日